総合特別区域評価・調査検討会における評価結果［グリーン・イノベーション］　平成25年度

たたらの里山再生特区［指定：平成23年12月、認定：平成24年7月］

正
準

正：平成25年3月末までに計画が認定された地区／準：平成25年3月末時点では計画が認定されていない地区

Ⅰ 目標に向けた取組の進捗に関する評価

ⅰ)＋ⅱ)の平均値　(4.7＋3.4)／2＝4.1　**B**

ⅰ)取組の進捗（下記より該当するものを選択）

☑ 目標値に対する実績に基づく進捗度（当年度実績）

進捗
A（5点）
B（4点）
C（3点）
D（2点）
E（1点）

番号	評価指標	進捗度
1	新たな雇用者数	A
2	まちづくり活動に参画する市民の割合	B
3	活動指標（1）木材生産量	定性評価
4	活動指標（2）里山放牧面積	A
5	活動指標（3）コミュニティビジネス売上高	A

☐ 代替指標に基づく進捗度（当年度実績）

進捗
A（5点）
B（4点）
C（3点）
D（2点）
E（1点）

番号	評価指標	進捗度

☑ 当初目標に対する取組の定性的な事業進捗（専門家評点）

進捗
A（5点）
B（4点）
C（3点）
D（2点）
E（1点）

番号	評価指標	専門家評価
3	活動指標（1）木材生産量	B

評価指標毎の進捗の評価の平均値　(5×3＋4×2＋3×0＋2×0＋1×0)／5＝4.6　①…4.6

■ 地方公共団体による特記事項

※外部要因による数値への大幅な影響等があれば記載　なし

■ 専門家考慮事項（妥当性）　目標設定の考え方、数値目標の根拠又は計画の進行管理の方法等、各事業の連携効果

（専門家所見（主なもの））
・「新たな雇用者数」については、「里山のエネルギー利用の推進」、「里山の食糧供給機能の復活」、「里山の小規模多機能自治への挑戦」の3つの事業の連携により計画を上回る進捗がみられる。
・「まちづくり活動に参画する市民の割合」については、進捗状況は適正に把握されているものの、如何に市民参加につながるかが明確でない。
・「木材生産量」に関する目標設定の考え方は妥当であり、そのための取組みも具体性がある。前年までの実績が目標をクリアしており、今年も達成できていると推測される。
・「里山放牧面積」については、進捗状況は適正に把握されており、関連した事業も着実に進んでいる。
・「コミュニティビジネス売上高」については、各事業と効果の見込みが具体的であり、関連事業が連続的に実施されることで目標達成に寄与している。

考慮事項から、目標設定の考え方等が特に優れている：+1、妥当である：±0、改善の余地がある：−1とし、加点又は減点する　②…0.1

ⅰ)の評価　①＋②　**4.7**

※目標値に対する実績値及び代替目標値に係る評価の例
・本特区の目標値（代替指標を含む）に対する各評価指標の評価を合計し、平均値を算出することにより評価とする。
（評価指標1の評価D、2の評価D、3の評価D、4の評価Cの場合、(2＋2＋2＋3)／4＝2.25　四捨五入で「2.3」とする。）
・「当初目標に対する取組の定性的な事業進捗（専門家評点）」の評価については、数値目標の達成に向けた取組の状況について定性的に評価する。
・各評価指標に複数の数値目標がある場合、各数値目標の評価を寄与度に応じて加重平均したものとする。
（例）評価指標1について、a、b、cという3つの数値指標があり、各数値指標の進捗度および寄与度がa：C20%、b：C10%、c：D70%の場合、3×0.2＋3×0.1＋2×0.7＝2.3 四捨五入で「2」であるため、評価指標1の評価は「D」となる。

ⅱ）今後の取組の方向性

方向性
A（5点）
B（4点）
C（3点）
D（2点）
E（1点）

番号	評価指標	専門家評価
1	新たな雇用者数	B
2	まちづくり活動に参画する市民の割合	C
3	活動指標（1）木材生産量	B
4	活動指標（2）里山放牧面積	B
5	活動指標（3）コミュニティビジネス売上高	B

（専門家所見（主なもの））

・「新たな雇用者数」の増加に向け、3つの取組の連携によりほぼ所定の目標が達成できており、今後の方向性は妥当である。

・まちづくり活動については、元々、まちづくり活動に参画する市民の割合は高い地域である。7割のレベルを保ちつつ、そこからの上積みが課題となる。

・「木材生産量」の拡大に向けては、さまざまな取組が具体化してきており成果が期待される。今後は、木材生産量を拡大するための需要拡大への取組（チップボイラー等）が、計画的に行われることを期待する。

・里山放牧については、地域協議会に参画している金融業者の支援や牧場周辺の環境整備（牛舎、堆肥舎、倉庫）などにより、順調に進展しているものと評価できる。

・「コミュニティビジネスの売上高」の増加のため、多様な取組みがおこなわれているが、今後は、中間支援組織の活用も期待する。

ⅱ）の評価

評価指標毎の評価の平均値　（5×0＋4×4＋3×1＋2×0＋1×0）／5＝3.4

3.4

Ⅱ 支援措置の活用と地域独自の取組の状況（A～E）

ｉ）＋ⅱ）の平均値　　(3.6+3.3)／2＝3.5　　**B**

ｉ）-① 規制の特例措置を活用した事業等の評価

[■国との協議の結果、現時点で実施可能なことが明らかになった措置]

●森林法第34条の当該保安林の指定施業要件に係る伐採の特例措置

（概要）

・国との協議の結果、保安林の機能維持の必要性等が認められる場合に、指定施業要件に伐採の特例を設けることで、標準伐期齢未満の立木の伐採等が可能になることが確認できたことから、島根県と現行制度による取組の実現に向けた検討を行っているところ。

（規制所管府省（農林水産省）の評価（参考意見））

・当該特区の指定を受けた雲南市の対応を見守る考え。

●農地法第3条第2項の農地取得に係る下限面積要件の緩和

（概要）

・国との協議の結果、農地取得時の下限面積を10a未満に設定することができる要件が明らかになったことを受け、平成24年11月20日の雲南市農業委員会総会において、空き家つきの農地については、下限面積を1aに引き下げることが決定された。

（規制所管府省（農林水産省）の評価（参考意見））

・下限面積の引下げによるU･Iターン者の定住及び農業参入を図る取組が予定どおり進められていることは、協議結果を踏まえた成果と考えられる。引き続き、農地を含めた里山再生の実現に向けてU･Iターン者の定住及び農業参入を進めていただきたい。

（専門家所見（主なもの））

・農地法第3条第2項の農地取得に係る下限面積要件の緩和が可能になり11件の活用がなされるなど、規制緩和が有効に寄与していると考える。

3.8

ｉ）-② 財政・税制・金融支援の活用実績の評価

（専門家所見（主なもの））

・農山漁村活性化プロジェクト支援交付金や「里山のエネルギー利用の推進」（融資制度）などが活用されており、税制支援の活用はないものの、複数の支援事業の活用が雇用促進に寄与している。

3.3

ｉ）-①＋ｉ）-②　の平均値（注）　(3.8＋3.3)/2＝3.6　　3.6

ⅱ）地域独自の取組の状況の評価

（専門家所見（主なもの））

・森林バイオマスエネルギー事業運営業務委託、地域づくり活動等交付金などが有効に機能している。

3.3

Ⅲ 現地調査時の指摘事項及び対応状況

平成25年度は委員による現地調査は行われていない。

Ⅳ 総合評価（Ⅰ～Ⅲ）

(4.1+3.5)/2±0.00＝3.8

「Ⅰ＋Ⅱの平均値」に「Ⅲ及び地方公共団体による総合評価の状況（評価書7）」を加味して算出

（専門家所見（主なもの））

・現実的な目標を掲げ、着実に達成していると評価できる。今後は、事業横断的な取組み等が期待される。

・地域づくり活動等交付金は、コミュニティビジネスの収益事業展開にどのように活用されたのか、費用対効果の分析が求められる。

このため、Ⅰ及びⅡの平均値（3.80）に上記所見を加味（±0.00）し、総合評価結果をB（3.8）とする。

B

（注）ｉ）-①、ｉ）-②のいずれかに該当がない場合は「―」とし、他の項目の点数をｉ）の点数とする。